

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 屋外保管事業場の許可等（第七条―第十八条）
- 第三章 屋外保管事業場の運営（第十九条―第二十二条）
- 第四章 手数料（第二十三条）
- 第五章 雑則（第二十四条―第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条―第三十二条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、特定再生資源物の屋外における適正な保管及び保管に伴う作業について、屋外保管事業場設置者及び県の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、屋外に保管された特定再生資源物の崩落、火災その他の事故を防止し、併せて当該保管に伴う騒音等の発生の防止等を図り、もって県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定再生資源物 使用を終了し、収集された物のうち、次に掲げるものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項の廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百二十一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）及び法第十七条の二第一項の有害使用済機器を除く。
 - ア 金属（分解、破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む。以下同じ。）又は金属を含む混合物
 - イ プラスチック（分解、破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む。以下同じ。）又はプラスチックを含む混合物
- 二 屋外保管 業として特定再生資源物の取引を行うため屋外において特定再生資源物を保管することをいう。
- 三 屋外保管事業場 屋外保管の用に供する事業場をいう。
- 四 屋外保管事業場設置者 屋外保管事業場を設置した者をいう。

（屋外保管事業場設置者の責務）

第三条 屋外保管事業場設置者は、屋外に保管された特定再生資源物の崩落、火災その他の事故を防止するとともに、騒音、振動その他の生活環境の保全上の支障（以下「騒音等」という。）が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

（土地所有者の責務）

第四条 土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして当該土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場の設置が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全上の支障がないものであることを確認するよう努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、その区域内における屋外保管の状況を把握し、屋外保管が適正に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、市町村が講ずる屋外保管に関する措置について、市町村に対し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(屋外保管の基準)

第六条 屋外保管事業場設置者は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 屋外保管事業場の周囲に、外部から特定再生資源物の保管の状況が確認できる構造の囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に屋外保管事業場である旨その他特定再生資源物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

二 屋外保管事業場から特定再生資源物又はその保管に伴って生じた汚水若しくは油分が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 保管する特定再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

イ 容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特定再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

ウ 特定再生資源物の保管に伴い汚水又は油分が屋外保管事業場外に流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水又は油分による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、屋外保管事業場の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める措置

三 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

四 屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、特定再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他規則で定める措置を講ずること。

五 屋外保管事業場には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

2 敷地面積（隣接する二以上の屋外保管事業場を共に屋外保管の用に供する場合には、これらの全ての屋外保管事業場の敷地面積の合計。次条第一項第一号において同じ。）が百平方メートルを超えない屋外保管事業場については、前項第一号の規定は、適用しない。

第二章 屋外保管事業場の許可等

(屋外保管事業場の許可)

第七条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、当該屋外保管事業場ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該屋外保管事業場が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 敷地面積が百平方メートルを超えない場合

二 非常災害のために必要な応急措置として設置する場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなけれ

ばならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 屋外保管事業場の設置の場所
- 三 屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ
- 四 屋外保管事業場の設置に関する計画
- 五 屋外保管事業場における崩落、火災その他の事故の防止及び騒音等の発生の防止等のための計画
- 六 その他規則で定める事項

3 第一項の許可の申請をしようとする者は、当該許可の申請をする日までに、当該許可に係る屋外保管事業場の周辺地域の住民その他の者に対し、規則で定めるところにより前項第一号から第三号までに規定する事項その他知事が必要と認める事項を周知しなければならない。

(許可の基準)

第八条 知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 前条第二項第三号から第五号までの事項が第六条第一項各号の基準に適合していること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - エ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成十五年福島県条例第十七号、以下「廃棄物適正化条例」という。）若しくは福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - オ 法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第七条の四第一項第三号又は法第十四条の三の二第一項第三号（法第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

- カ 法第七条の四第一項若しくは法第十四条の三の二第一項（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。キにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬若しくは処分（再生することを含む。キにおいて同じ。）の事業のいずれかの全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- キ カに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集運搬若しくは処分の事業のいずれかの全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、カの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ク 第十三条又は廃棄物適正化条例第三十七条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第十三条第一項第一号（第八条第一項第二号ス及びセ（同号オ及びクに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）においては、当該取消しの処分に係る福島県行政手続条例（平成七年福島県条例第五十五号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ケ 第十三条又は廃棄物適正化条例第三十七条の規定による許可の取消しの処分に係る福島県行政手続条例第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第二項又は廃棄物適正化条例第三十六条第三項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- コ ケに規定する期間内に第十一条第二項又は廃棄物適正化条例第三十六条第三項の規定による廃止の届出があった場合において、ケの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- サ その屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ス 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからシまでのいずれかに該当するもの
- セ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからシまでのいずれかに該当する者のあるもの

ソ 個人で規則で定める使用人のうちにアからシまでのいずれかに該当する者のあるもの
タ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前条第一項の許可には、県民生活の安全の確保又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 前条第一項の許可を受けた者（以下「許可屋外保管事業場設置者」という。）は、当該許可に係る屋外保管事業場について、知事の検査を受け、当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した同項第四号及び第五号の計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（許可の更新）

第九条 第七条第一項の許可は、当該許可の日から起算して五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項の規定による許可の更新について準用する。

3 第一項の規定による更新の申請を行った場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、その許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（記録の作成等）

第十条 許可屋外保管事業場設置者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る屋外保管事業場ごとに屋外保管に関する記録を作成し、作成の日から五年間、これを保存しなければならない。

（変更の許可等）

第十一条 許可屋外保管事業場設置者は、第七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 許可屋外保管事業場設置者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第七条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったとき、又は当該許可に係る屋外保管事業場を廃止したとき、若しくは屋外保管事業場を休止し、若しくは休止した屋外保管事業場を再開したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第八条の規定は、第一項の変更の許可について準用する。

（勧告及び命令）

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

一 設置した屋外保管事業場が第六条第一項の基準に適合しなくなった場合 当該屋外保管事業場に係る屋外保管事業場設置者

二 この条例の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をし、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助ける行為（以下「違反行為等」という。）を行った場合 当該違反行為等を行った屋外保管事業場設置者

三 第八条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反した場合 当該許可に係る許可屋外保管事業場設置者

2 知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第十三条 知事は、許可屋外保管事業場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可屋外保管事業場設置者に係る第七条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 第八条第一項第二号アからタまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 前条第一項第二号に規定する場合に該当し情状が特に重いとき、又は同条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、許可屋外保管事業場設置者（次条第三項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した者を含む。）が、不正の手段により第七条第一項の許可、第九条第一項の規定による許可の更新、第十一条第一項の変更の許可又は次条第一項の許可（以下この項において「許可等」という。）を受けたときは、当該許可等を取り消さなければならない。

3 知事は、屋外保管事業場が、前条第一項第一号又は第三号に規定する場合のいずれかに該当するときは、当該屋外保管事業場に係る第七条第一項の許可を取り消すことができる。

(屋外保管事業場の譲受け等)

第十四条 許可屋外保管事業場設置者から当該許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の許可について準用する。

3 第一項の許可を受けて屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該屋外保管事業場に係る許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

(合併及び分割)

第十五条 許可屋外保管事業場設置者である法人の合併の場合（許可屋外保管事業場設置者である法人と許可屋外保管事業場設置者でない法人が合併する場合において、許可屋外保管事業場設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る屋外保管事業場を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について、知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継した法人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第十六条 許可屋外保管事業場設置者について相続があったときは、相続人は、許可屋外保管事業場設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可屋外保管事業場設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可等に関する意見聴取)

第十七条 知事は、第七条第一項の許可（第九条第一項の規定による許可の更新を含む。）又は第十一条第一項の変更の許可をしようとするときは、第八条第一項第二号シからタまでのいずれかに該当する事由（同号スからソまでのいずれかに該当する場合にあっては、同号シに係るものに限る。以下同じ。）の有無について、福島県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第十三条第一項又は第二項の規定による許可の取消しをしようとするときは、第八条第一項第二号シからタまでのいずれかに該当する事由の有無について、福島県警察本部長の

意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第十八条 福島県警察本部長は、屋外保管事業場設置者について、第八条第一項第二号シからタまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該屋外保管事業場設置者に対して適当な措置を講ずることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 屋外保管事業場の運営

(現場責任者)

第十九条 屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければならない。

(報告徴収)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業場設置者その他の関係者に対し、屋外保管の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業場又は屋外保管事業場設置者の事務所若しくは事業場その他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故時の措置)

第二十二条 屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場において火災その他の事故が発生したことにより県民生活の安全の確保又は生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き当該支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、屋外保管事業場設置者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業場設置者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四章 手数料

(手数料)

第二十三条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 第七条第一項の許可の申請を行う者 六万円

二 第九条第一項の規定による許可の更新の申請を行う者 五万円

三 第十一条第一項の変更の許可の申請を行う者 四万六千円

四 第十四条第一項の譲受け又は借受けの許可の申請を行う者 三万四千円

五 第十五条第一項の法人の合併又は分割の認可の申請を行う者 三万四千円

2 前項の手数料は、福島県収入証紙により納付しなければならない。

3 既に納付された手数料は、返還しない。ただし、県の責めに帰すべき事由により審査ができなくなった場合は、この限りでない。

第五章 雑則

(公表)

第二十四条 知事は、第十二条第二項若しくは第二十二條第二項の命令又は第十三条の許可の取消しを行ったときは、当該命令又は許可の取消しを受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該命令又は許可の取消しの内容を公表することができる。

(適用除外)

第二十五条 この条例の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

- 一 国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合
- 二 屋外保管を適正に行うことができる者として規則で定めるものが屋外保管を行う場合
- 三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第八号に規定する保管施設(当該保管施設に係る同項第十一号の港湾施設用地を含む。)において屋外保管を行う場合
(関係行政機関への照会等)

第二十六条 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができるほか、その職員の立入検査への同行を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第二十七条 市町村がその地域の実情に応じて独自に特定再生資源物の屋外における保管に対する条例を制定し、又は制定しようとする場合にあっては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定(第五条を除く。以下この条において同じ。)の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、当該市町村の条例がこの条例と同等以上の事故の防止及び騒音等の発生の防止等の効果があると認めるときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。

3 前項の規定による告示があったときは、この条例の規定は、同項に規定する日から、当該告示に係る市町村の区域においては、適用しない。

(委任)

第二十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定に違反して、屋外保管事業場を設置した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反して、第七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者
- 三 不正の手段により第七条第一項の許可、第九条第一項の規定による許可の更新、第十一条第一項の変更の許可又は第十四条第一項の許可を受けた者
- 四 第十二条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第十四条第一項の規定に違反して、許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第三項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、当該屋外保管事業場を使用した者

二 第二十二條第二項の規定による命令に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項又は第十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に屋外保管事業場を設置している者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間に限り、第七条及び第八条第三項の規定にかかわらず、引き続き当該屋外保管事業場において特定再生資源物の保管を行うことができる。

3 前項に規定する者が、同項の期間内に、規則で定めるところにより知事に届け出たときは、施行日において第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者については、第八条第三項の規定は、適用しない。

附 則（令和六年条例第八二号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この条において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格等に関する経過措置）

第四条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第五条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下この条において「刑法改正関係法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「新給与条例」という。）第十七条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）並びに第三条の規定による改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下この条において「新議員報酬条例」という。）第五条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、新給与条例第十七条の三第三項（第一号に係る部分に限る。）及び新議員報酬条例第五条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合とみなす。

3 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき逮捕された者は、新議員報酬条例第五条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき逮捕された者とみなす。